ノーモア・ミナマタを語り継ぎ、住みよいまちづくりを!





利用者のご家族やご近所のみなさんと一緒に餅つき(のがわの家)

皆様、新年おめでとうございます。

おかげさまで、昨年はふれあいの家が新築移転し、NPOみなまたの4つの介護事業所は順調に運営をおこない、利用者とご家族の方々に喜んでいただき、スタッフもやりがいを感じながら働いております。

また、水俣病のとりくみでは、保険手帳取得者数と水俣病認定申請者数の合計が2万人を超え、これは数十年にわたって汚染された不知火海沿岸の水俣病の広がりがいかに大きかったかを示しています。今後も、水俣から移って行かれた各地被害者のいる方々も含めた、全ての水俣病被害者の救済のために、努力してまいりたいと思います。今年も宜しくお願い申し上げます。

NPOみなまた副代表理事 高岡 滋



発行: NPOみなまた 発行責任者:橋口三郎 〒867-0045 水俣市桜井町2-2-20

170966-62-9822 fax0966-62-1154 Eメール: npo@minamata.org http://minamata.org/

題字:江口 睦美 (カット:くさのあき)

2008年 ノーモア・ミナマタ訴訟の展望と課題

水俣病不知火患者会 会長 大石 利生

昨年は、私たち水俣病不知火患者会の水俣病被害者の救済運動に、多大なご支援いただきましたことに心より感謝申し上げます。

◇与党PTによる「新救済策」

国政与党の自民党、公明党で構成する水俣病問題 プロジェクトチーム(与党PT)は、昨年4月、第 二の政治解決に向けて1万2000人を対象としたアン ケート調査を行いました。その結果、10月26日に一 時金、療養手当、医療費の支給を柱とする「新救済 策」の骨子案を発表しました。

◇水俣病被害者の大量切捨てに!

これに対し、私たちは不知火海沿岸住民47万人の健康調査こそ必要であり、被害の全容を把握することが、大前提であると重ねて要求しました。またアンケートについては、調査結果を第三者が検証できないものであり、正確さや正当性を確保することもできないとしてアンケート調査を拒否しました。

また、新救済策の骨子案については、彼ら自身が アンケートの調査結果を当てはめたところ約6割の 被害者が切り捨てられることが明白となっています。 また、救済対象者の判断においては「公的診断」の みが使用され、「水俣病被害者の大量切捨て」を目 的とするものであると言わざるを得ません。まして や最高裁判決を前提とした解決ではなく、水俣病被 害者の全面救済と水俣病問題の全面解決に繋がるも のではないことは明白です。

◇被害者からの支持は得られない

私たちは、昨年11月4日に緊急の臨時総会を開催し、そこに参加した原告1200名の総意としてこの新救済策の受入れを拒否し、引き続き司法の場での解決を求めていくことを確認しました。一方、他の患者会においては条件付で政治解決に応じるとした団体もあります。また、加害企業チッソは新救済策案の受入れ拒否を表明しました。

このような情勢の中で、与党PTによる新救済策 案は、2008年度予算政府原案に組み込むという点で は、頓挫しましたが、水面下では与党PTとチッソ との間で合意のための条件づくりが行われており、 予断を許さない状況にあります。

◇ノーモア・ミナマタ訴訟は

一方、ノーモア・ミナマタ訴訟は、第10陣までの 追加提訴を行い原告団は1472名となりました。現在、 主治医の証人採用を前に、被告側からカルテや検査 記録などの提出申立がなされるなど、被告による執 拗な裁判の引き伸ばしが行われています。

◇裁判所を動かすこと

さて、今年は与党PTの新救済策案を完全に葬り去り、一刻も早く勝利判決を勝ち取ることを目標にし、運動を進めてまいりたいと思います。しかし、私たちの運動は裁判所を動かすまでにいたっておりません。裁判所を動かす だけの世論を、私たちは味方にできていないのが現状であり、ここをどう克服するのかが大きな課題です。

◇そのための世論作りを

これまで、弁護団や支援の皆さんと議論するなかで見えてきたことは、私たち原告団が解決に向け主体的に進めようとする姿勢に立ちきれていないということでした。地元熊本の支援の皆さんからも、被害が見えてこない、どう支援していいかわからないとういう率直な意見が出されており、私たちが積極的に打って出て、情勢を切り開き、裁判所の解決に対する姿勢を変えさせるだけの世論構築とそれを達成できるだけの行動が今、求められています。

◇被害の訴えが原動力に

その為には、先ず一人ひとりの原告が、あらゆる場で自らの被害を自分の言葉で語れる原告集団づくりに取り組みます。身体被害のみならず、水俣病が精神的被害や社会的被害をも引き起こし、原告の人生をも狂わしたことを赤裸々に伝えられるようにしたいと思います。

そして、この被害の訴えを原動力にして世論を構築していきます。これまで以上に、地元熊本市を始め、東京の労働組合や民主団体などの支部や分会といった単位組織まで入り込むオルグ活動を行っていきます。

◇多くの皆さんのご支援を

先日、薬害肝炎訴訟原告団が議員立法による被害者救済を勝ち取りました。提訴より5年が経過していると聞いています。この運動が劇的に進んだのは、被害者の団結とがんばりが、国民的な共感をよび、おおきな世論となり、その後押しがあったからだと

思います。私たちの運動は、まだまだこのような段階にはありません。世論にもっともっと訴えて、応援していただくための運動と闘いを展開していきます。

皆さん、今年も私たちの運動にご指示とご支援を いただきますようお願いもうしあげます。

水俣病問題シンポジウム 「今こそ、力を合わせて解決するために」開催

12月16日 1 時半から、水俣市公民館で、NPOみなまたが主催して、水俣病問題シンポジウム「今こそ力を合わせて解決するために」を開催し、130名を越える参加者を得ました。

水俣病被害の実態を中心にすえた運動こそ情勢を 切り開くという認識がふかまり、成功裏に終了しま した。

2004年の水俣病関西訴訟最高裁判決以降、水俣病50年目(チッソ創立100周年)をはさんで、不知火海沿岸住民および出身者が一斉に救済を求めています。認定申請や保健手帳申請している人が2万人を超えています。また、1500人が裁判での救済を求めています。しかしながら、国や熊本県が何ら役割を果たしていないために解決のめどすらたたない状況です。また与党プロジェクトチームが示している「救済」策は、残念ながら現在の被害の実態にみあったものにはなっていません。このような状況のなかで、現状がどうなっているのか、今後の展望をどう見出すのかをテーマに開催したものです。

シンポジウムでは、基調報告を「すべての水俣病





被害者を救済するために」と題して、板井優弁護士 (NPOみなまた理事)が行い、また、報告を受け てのパネルディスカッションは、高岡滋医師(NP Oみなまた副代表理事)、北岡秀郎元水俣病支援連 事務局長、瀧本忠不知火患者会事務局長によって行 われました。

板井弁護士は、これまでに水俣病の歴史も振り返りながら、被害の全容を明らかにする健康調査が必要であり、裁判所での解決が最適であることを強調しました。また、高岡医師は、共通診断書の優位性について詳細な報告をしました。

会場から、池田晃章医師が発言し、若年層の症状は決して軽いものではなく、都会で働けなくなって帰郷する人が多数存在するなど、深刻な被害が存在することが報告されました。

紙面の都合で詳細な報告は出来ませんが、このシンポの模様は、後日NPOみなまたの報告書を作成しますので、ぜひご一読願いたいと思います。

NPOみなまた理事 中山 裕二

部心中导致现象了



年末の蕎麦打ち(キトさん家)

昨年も入居者の皆さんとご家族の方々、温かいご近 所の皆さまとご一緒に素敵な思い出をたくさん築いて きました。初めての新幹線旅行、ご近所の皆さんを招 いての夏祭り。そして、年末の蕎麦打ちはボランティ アの皆さんのご協力もあって美味しいお蕎麦ができま した。昔取った杵柄で入居者のYさんの見事な包丁さ ばきにスタッフもびっくりしました。

多くの皆さんの温かさや、思いやりに支えられての -年でした。

今年も健康で楽しい時間を共に過ごしていきましょ う

柏木 敦子(キトさん家管理者)



今年94才になるキトさんは、お花が大好き。 いつまでも瑞々しい心をもっています。



お正月に向けて準備大忙しです。

今年もたくさんの思い出をつくりたい☆☆

のがわの家に移動になって1年。新しい経験(新たな自分の発見)の1年だったと思います。移動当時は、とても不安でしたが、現在では、のがわの家の個性豊かな職員さんに、もじょがられ(可愛がられ)?お陰様で、一人前(料理は半人前)として利用者の方々と楽しみながら仕事をさせて頂いています。

さて、新しい年への抱負ですが、今年も去年同様、利用者の方々と一緒にたくさんの思い出を作っていければと思っています。そして、利用者の方々と過ごすその時その時を大事にし、その人がその人らしく過ごせるよう、一人ひとりに合ったケアを提供できるよう頑張っていきたいと思っています。

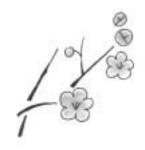
利用者の笑顔が、自分の元気になり、自分の笑顔が利用者の皆さんの元気になるよう今年も頑張っていきますので、今年もよろしくお願いいたします。



(筆者です)

棚橋 慶 (のがわの家 老人ホーム主任)





荒馬座のメンバーが新年の挨拶に来て下さいました。この一年、入居者のみなさんがお元気に過ごせますように!

(ふれあいの家)

昨年学んだことを活かせる年に!☆

昨年4月からふれあいの家に勤務して8ヶ月。ようやく入居者のみなさんとのコミニュケーションがうまくとれるようになりました。どれくらいのケア・介助が必要なのか…。以前もグル・プホ・ムに勤めた経験はありすが、ふれあいの家では初心に戻ったつもりでの勉強となりました。

スタッフが手を出すことは一つひとつの動作、作業が早くきれいに できるけれど、ご本人のためには果たしてそれが良いことなのか...。

今年は昨年学んだことを活かして一人ひとりに合ったケア・介助ができればと思っています。昨年は、私にとって初心に戻る年であり、今年は昨年に学んだことを活かせる一年にしたいと思います。

坂本 智美(ふれあいの家スタッフ)



Kさんは料理の下ごしらえなど、 家事を積極的にされます。

☆☆生き生きとした表情を引き出せるケアを☆☆

三郎の家の入居者様の平均年齢は88歳。まもなく99歳を迎えられる方もおられます。ご高齢ですが、皆さまとてもお元気です。料理の下ごしらえ、お茶碗拭き、洗濯ものたたみなどの家事をしてくださる方やご自分のリハビリ運動に意欲的に取り組む方などさまざまですが、お一人おひとりができること、興味をもたれていることを大事にし、できるだけ継続して進められるよう支援しています。

また、昨年は生活にメリハリをつけるために季節の行事を計画的に取り入れ実施してきました。 その中で、名護地区の敬老祝賀会に参加させていただいたことは、地域の皆さんとのつながりを深める上でもとても良かったと思っています。

今年も、入居者様の生き生きとした表情が少しでも多く引き出せますようスタッフー同精一杯努力していきたいと思います。

林 朱美 (三郎の家管理者)

水俣病被害者互助会と第二世代訴訟 今後の課題

水俣病被害者互助会会長 佐藤 英樹

私たち、水俣病被害者互助会は関西訴訟最高裁判決後の2005年6月に結成された会員150人ほどの被害者団体です。 会員は1970年代の第一次訴訟原告や自主交渉、座り込みを 闘いぬいた被害者家族などが多く、比較的若い胎児期暴露 世代が多いのが特徴です。

私たちは昨年10月新たな国賠訴訟を提訴しました。訴訟を起こしたのは、2004年関西訴訟で国、熊本県の責任がはっきり認められたにもかかわらず、被害者を患者と認めず、救済すらしようとしない国、県、チッソに対し怒りを



10月11日熊本地裁前 提訴集会にて

感じ、このままでは被害者は救われないと思い、あと残された道は訴訟で闘うしかないと訴訟にふみきりました。

これまで、苦しかったことは、自分が被害者でありながら患者と認められず、体の不調、痛みをこらえながら、生きてきたこと、生活してきたことです。行政に言いたいことはたくさんありますが、まず、国、県は最高裁判決に従い、認定基準の見直しをして、一人でも多くの被害者を救済すること。今、与党PTなどから低額の和解案などが出ていますが、これは被害者を侮辱した解決策であると思う。このような国、県の考え方には私たち互助会は絶対許せないし、受け入れることはできません。今後、行政は頭の中と心を洗い流し、純粋な心にもどり、人の痛みがわかる人間に生まれ変わらないと正しい考え方は絶対できないと思います。



同日、与党PT案に反対し司法解決を目指して連帯して闘うとする共同 声明を発表しました。(10. 11熊本地裁前。左は、ノーモア・ミナマタ訴 訟の大石利生原告団長)

訴訟では被害者として認めさせること はもっとも大きな問題ですが、過去の行 政責任の検証、認定制度の誤り、損害論 の再構築なども是非取り組んでいきたい 課題です。特にこの訴訟原告は胎児期、 小児期にメチル水銀暴露を受けた世代で その病像についても未解明な点が多々あ ります。その点もこの訴訟の中で明らか にしていけたらと考えています。

私たちは国、県、チッソに絶対負けられません。長い闘いになるかもしれませんが、勝利する日まで闘います。皆様のご支援をよろしくお願い致します。

☆☆共に生きる地域作り 「こころフェスタ」を取り組んで☆☆



平成3年度から行っている「こころフェスティバル」は今回で第16回を迎えました。障害者、高齢者、若者、子どもなど多くの市民が一同に会し、自分たちで取り組んでいる事業、あるいは実践している活動などを通じて、福祉、環境、人権などについてお互いの理解を深め、お互いの存在を認め合い、共に生きる地域作りを推進することを目的として実施してきました。

以前は単独事業として実施していましたが、平成17年度から今年度(19年度)までは他の事業との共催、または協賛事業として開催してきました。

私は平成18年度から事務局を担当し今回で2回目になりますが、事業を実施することの難しさを痛感している次第です。これだけ多くの人々、団体をまとめるというのは語弊を承知で言わせていただくと一筋縄ではいきません。各関係者に同様の配慮をすることは、正直苦労もあります。しかし、事業が無事終われば、例えようのない開放感と充実感があります(同時に体中に疲労感が漂うのも事実ですが…)。終了後に参加者のみなさんから、「お疲れさまでした」、「ありがとうございました」の声を聞きますと、「やってよかった」と実感します。

今後の「こころフェスティバル」について、"マンネリ化している。一旦休止して見直すべきだ"とか"予算面できびしいので今回のように共催のかたちで実施したらどうか"等々いろんな意見が出されています。

将来的には、この事業がどのような形になるかわかりませんが、やるからには真摯に取り組んでいきたいと思っています。

水俣こころ実行委員会事務局 山下 邦彦

*NPOみなまたも、参加してパネルでの活動紹介や書籍販売をしました。「こころフェスタ」の成功のためにご尽力された実行委員会のみなさん、本当にお疲れさまでした。

ニューフェイス よろしくお願いします!

昨年9月から、ふれあいの家の夕食作りを担当させていただいています。スタッフのみなさんに教えていただきながら季節の美味しい野菜を中心にバランスのとれた食事をと心がけています。利用者のみなさんの「おいしかった」の笑顔を励みに心も体も温まる"おいしいごはん"を作っていきたいと思っております。



緒方 美穂 (ふれあいの家スタッフ)

昨年7月から事務局にまいりました。

様々な要望に機敏に対応できるよう頑張りたいと思います。よろしくお願いします。 薬害肝炎訴訟の勝利に拍手をおくり、今年こそ全ての水俣病患者救済の道が開かれますよう支援の輪を広げましょう。



野中 真理 (事務局)

2007年をふり返って~沖縄そしてミナマタのたたかい



2007年を振り返ってみると、数多くの経験をさせてもらうことができた。

まず1月、民医連辺野古基地反対支援で沖縄に行ってきた。これは、宜野湾市の基地移転に 伴う代替の基地建設の反対運動に支援連帯するもので、観光の沖縄ではなく、基地や戦争に より、つらい経験をしてきた「真の沖縄」を目の当たりにする事となった。

さらに11月、日本平和大会でまた沖縄に行く事になった。まず、東村高江に建設予定のへ リパッド建設阻止のための座り込みを、住民と一緒に行った。この座り込みの大変なところ

は、対外的なアピール要素が強い座り込みと違い、いつ始まる工事を阻止するために24時間へリパッド建設が撤回 されるまで、監視を続けなければならない事である。これまで、防衛施設局と数回の攻防があり、現在のところ着 工を阻止しているところである。翌日の辺野古では、キャンプシュワブを1,300人で、『人間の鎖』で基地を囲み、 「米軍基地撤去」を訴えた。

地元の事を振り返ると、やはり水俣病現地調査(御所浦)への参加が大きい。私が水俣病を考えるとき、いつも 思う事が、水俣協立病院の存在についてである。水俣協立病院は1978年に水俣病患者さん、市民や多くのみなさんの 力によって建設され、水俣病被害の解明と被害者救済に大きな役割を果たしてきた。私は、今回の現地調査に参加し て、当院の原点を見ることができ、先人たちが築いてきた歴史を更に前進させなければならないという思いを強くし た。そして、ここで働けることが、「今ある私自身の幸せに」につながっていることを実感した。

個人的には、これらの経験を何とか写真という記録として残せないか試行錯誤した1年でもあった。我が家の財 務省には、迷惑をかけているが、今後も「真実を切り取る」1枚を目指して、精進したい。そして、何よりも平和 と環境を守るための闘いに引き続き力を尽くしたい。

熊本県医療福祉労働組合民医連支部 水俣協立病院分会書記長 田中 直光

活動日誌(2007年10月~12月)

NPOみなまた

10月1日 介護支援専門員専門研修 (~2日、鹿児 島市)

事務局会議 (毎週水曜定例) 3日

講演「認知症を考える」(ウイング松橋) 5日

福祉サ・ビスに関する相談・苦情解決事業 研修会(鹿児島市)

16日 熊本県認知症介護研修(~26日、天寿園)

第3回理事 19日

介護支援専門員更新研修(熊本市) 11月8日

職員集会(共同事務所3階会議室) 15日

鹿児島県介護支援全問員第2回研修会(鹿 16日 児島市)

25日

こころフェステバル参加 介護支援専門員更新研修(~30日、熊本市) 26日

30 H

12月16日 水俣病シンポジウム(水俣市公民館)

第4回理事会 21日

関係団体

ノ-モア・ミナマタ訴訟10陣提訴 10月11日 水俣病被害者互助会提訴 (熊本地裁)

川上義務付け訴訟弁論

11月4日 ノーモア・ミナマタ訴訟原告・弁護団

臨時総会

11月8日 熊本県、水俣病相談会開始

ノ - モアミナマタ訴訟第11回口頭弁論 9日

こころフェステバル 11日25日

12月2日 水俣病被害者の会世話人会

4日 不知火患者会、県庁前、裁判所前宣伝

行動

8日 健康ふれあいまつり

18日 不知火患者会、県庁前、裁判所前宣伝

行動

編集後記

「解決をみないまま死んでいったあの子(息子)は今度の解決策を聞いてどう思ったでしょうか。私は仏壇に手 を合わせながら毎日"これで本当に良かったのか"と聞いています。私は、水俣病の被害者が全員救済されれば、 生きている人に総合対策がきちんと実施されれば、そして何よりもこのような公害に泣く人が再び繰り返されない ならば良いと思い「政府解決案」に賛成しました」(1995年12月発行「月刊みなまた」~なぜ、私は解決案に賛成し たかパ・ト)。水俣病の苦しみが再び起こらないことを切に願っての重い決断でした。

奇しくも三次訴訟原告の思いがノーモア・ミナマタ裁判に引き継がれ託されています。今、力を合わせて水俣病 問題の全面解決へ!!